

# 【令和2年11月1日からの施設利用基準】 佐倉市立志津公民館における 新型コロナウイルス感染症拡大防止の注意事項

## 【1】志津公民館来館者への注意事項

- 発熱等の風邪症状がある場合には、来館を控えてください
- マスクを着用してください
- 来館者は手洗いを実施し、設置している消毒液にて手指消毒を行ってください
- 来館者同士の間隔は、適切な距離（約2メートル）をとってください
- 接近及び真正面の会話等をしないでください
- 1階エントランスホールや各階エレベーターホールでの談話をご遠慮ください
- エレベータでは、密集を避けてください
- 館内では水分補給以外の飲食は行わないでください
- 給湯器・湯呑茶碗等の使用をご遠慮ください

## 【2】志津公民館で活動する際の注意事項

志津公民館で活動する際は、上記の「【1】志津公民館来館者への注意事項」に加え、以下のことに注意して活動してください。

### ◆ “3密”の回避について

#### (1) 換気を適切に（密閉しない）

- ・部屋の利用にあたっては原則扉を開ける
- ・こまめな換気（30分に1回は窓を開ける）を行う
- ・可能であれば2方向の窓を同時に開ける

#### (2) 人との距離をとる配慮（密集しない）

- ・利用者同士は、適切な距離（約2メートル）を取る
- ・コロナ対応後の部屋の定員の範囲内で活動する

#### (3) 接近した会話等をしない（密接しない）

- ・全員がマスクを着用（マスクを着用しないときは利用できません）
- ・まめに手洗い、手指の消毒を行う
- ・接近した会話等はしない
- ・真向いに座らない

### ◆ チェック表及び参加者名簿について

- ・利用前：部屋を利用する前に、チェック表の提示または提出をお願いします。
- ・利用後：万が一参加者の方から感染者が確認された場合に、濃厚接触者の追跡に寄与するため「参加者名簿」の提出又は利用団体等による作成・保管にご協力ください。

※参加者名簿については、感染者が出た場合に追跡を可能にするためのものです。

※ご記入いただいた情報は、当館にて適正に管理し、新型コロナウイルス感染症拡大防止の目的にのみに使用します。（この範囲内で、保健所等の公的機関に提供することがあります）

## 【令和2年11月1日からの施設利用基準】

### 「集団感染拡大のリスクがあると考えられる活動」 における施設利用の留意点

#### ご利用いただけない活動

##### ●室内でマスクを着用しない活動

例：管楽器、オカリナ、尺八など演奏時にマスクを着用しない活動はご利用できません。

##### ●調理、飲食を伴う活動・・・調理、飲食を伴う活動はご利用できません。

##### ●手と手が届く範囲で触れ合う活動

例：手と手が触れるなどの身体的接触を伴う活動はご利用できません。

★感染リスクの高い活動を制限するものであって、団体を制限するものではありません。

#### ご利用の際に十分な配慮が必要な活動（※すべての活動でマスクの着用が必要です）

##### ●大声での発声、歌唱、声援による活動

例：合唱・コーラス・詩吟・カラオケなどは人との距離（約2m）を確保し、身体接触を伴わない方法でご利用ください。また、室内の換気に十分配慮してください。

※連続した活動は30分以内とする ※向かい合う配置は避ける

※30分に1回5分程度換気をすること。なお換気中は一斉発声、合唱等音の出る活動は中断する

##### ●呼吸が激しくなるような運動

例：舞踏・ダンスや運動・体操などは人との距離（約2m）を確保し、身体接触を伴わない方法でご利用ください。また、換気に十分配慮してください。

##### ●向かい合って会話する活動（近接・真向い）

例：語学サークル、囲碁、将棋などは人との距離（約2m）を確保し、向かい合って会話をしない方法でご利用ください。

#### お願い

★当施設をご利用する際は、必ず「注意事項」と「上記内容（施設利用の留意点）」について確認し、全員と共有してください（感染防止対策が確保できない場合は実施できません）。  
コロナ対応後の部屋の定員の範囲内で、利用をお願いいたします。

部屋名	コロナ対応後の定員	部屋名	コロナ対応後の定員
大会議室 A	38	調理室	調理室利用中止
大会議室 B	38	210 会議室	13
401 会議室	8	220 会議室	13
アトリエ	8	201 会議室	8
310 会議室	13	202 会議室	8
和室	8		

※会議室については「4 m<sup>2</sup>/人」